

士別市 緑の基本計画

■緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市公園の整備など都市計画制度に基づく施策のほか、住民参加による緑化活動など都市計画制度によらない施策や取り組み等も含めた緑に関する総合的な計画です。

■基本理念

本計画は、将来のあるべき姿を見据えた緑の「まちづくり」に向け、第一歩となる計画です。そのため、まちづくりの指針となる本市の総合計画がめざす都市像である『天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち』の理念を踏まえるとともに、緑の現況と課題、近年の少子高齢化、市街地の衰退といった諸問題の解消を図るため、市民が望む今後の緑のあり方について検討を進めたうえで、本計画の基本理念を次のとおり決めました。

ゆたかな 緑と共生するまち しべつ

■緑の将来像

緑の課題を解消し、基本理念に則した街をめざすため、次のとおり緑の将来像を定めました。

- ① 森や川をまもり、豊かな自然環境が身近に広がる “緑”
- ② 暮らしに潤いやゆとりをもたらす “緑”
- ③ 自然災害から市民の生活をまもる “緑”
- ④ 街を彩る “緑”
- ⑤ 市民と一緒に育む “緑”



■基本方針

前項で示した緑の将来像を実現するため、5つの基本方針を定めます。

基本方針① 身近な“緑”をまもる

- 1) ゆたかな自然環境の保全
 - (1) 大規模緑地の保全
 - (2) 九十九山やふどう公園の保全
- 2) 暮らしの保全
 - (1) 住環境の保全
 - (2) 農地の保全
 - (3) 都市環境の保全
- 3) 生物多様性の確保
 - (1) 水と緑のネットワーク形成
 - (2) 生態系に配慮した緑化推進

基本方針② “緑”による生活環境の向上

- 1) 緑地の整備
 - (1) レクリエーション機能を有する公園の配置
 - (2) 緑地の適切な配置
- 2) 緑の充実
 - (1) 四季を感じる多様な緑
 - (2) 市民のニーズに合った緑

基本方針③ “緑”で街をまもる

- 1) 災害時における緑
 - (1) 避難路としての街路樹
 - (2) 災害時における市民への周知
- 2) 災害に備える緑
 - (1) 地域防災計画との連携
 - (2) 災害に備えるための緑の巡視

基本方針④ 士別市らしさを彩る“緑”

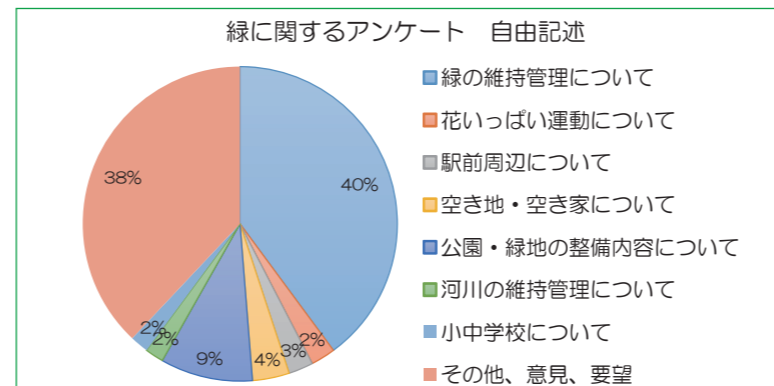
- 1) 緑による景観形成
 - (1) 街を彩る緑
 - (2) 住民意見の反映
- 2) 緑による名所づくり
 - (1) 緑によるシンボル

基本方針⑤ 市民参加による“緑”の推進

- 1) 市民参加型の緑づくり
 - (1) 市民参加の緑化活動
 - (2) ボランティア支援
- 2) 先進的な緑化の推進
 - (1) 民間企業による取り組み
 - (2) 民間施設における緑化認定制度
 - (3) 街なかガーデニング

■計画の目標

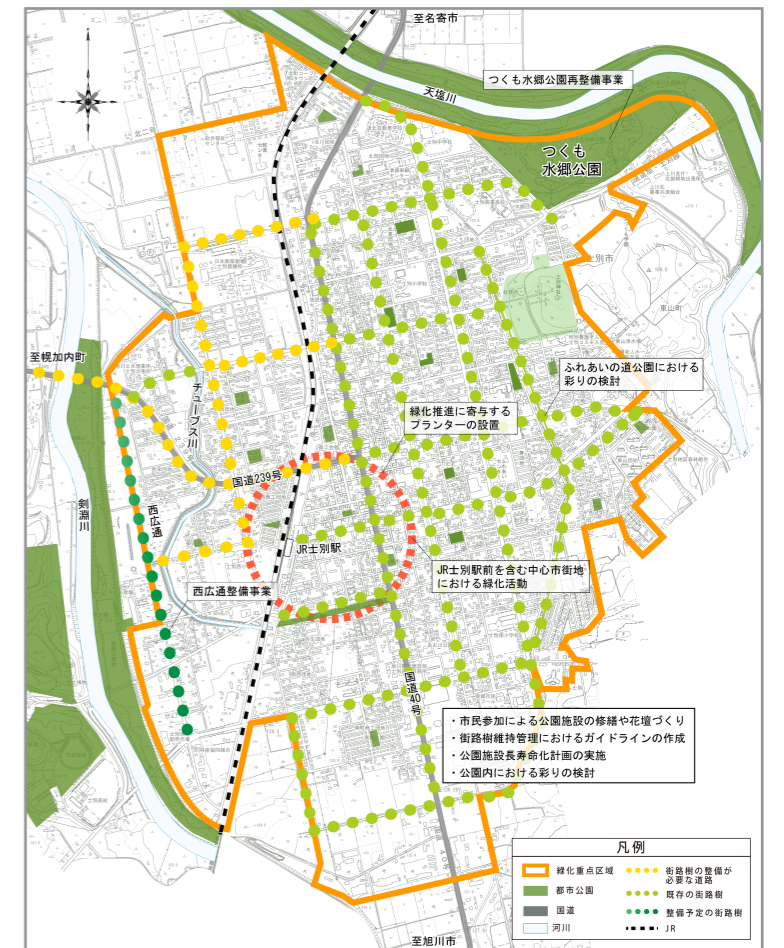
市民を対象に行った「緑に関するアンケート」における自由記述について、類似する意見を分類した結果では、緑を積極的に増やすことよりも、維持管理についての要望が多くありました。このことから今後は、緑の量を増やすことだけでなく、緑の質に重点を置いた維持管理を進めます。



■緑化重点地区

緑化重点地区とは、市町村が定める基本計画事項の一つとなっています。定めた地区は、緑化を推進することで、良好な都市環境が形成され、「ゆたかな 緑と共生するまち」のモデル地区となり、将来的には先進事例として他の地区において緑化を広める役割を担っています。

以上を踏まえ、市街地を緑化重点地区とし、重点箇所の事業計画を策定しました。



■緑化重点地区の事業計画

緑化重点地区を「ゆたかな 緑と共生するまち」のモデル地区とするための事業計画は、次のとおりです。

- ・ つくも水郷公園再整備事業（公園施設長寿命化計画の実施）
- ・ 市民参加による花壇づくりや公園施設の維持
- ・ 街路樹維持管理におけるガイドラインの作成
- ・ 公園における彩りの検討
- ・ JR士別駅前を含む中心市街地の緑化活動の推進
- ・ 街路樹の設置が困難な道路におけるプランターの設置